

# 阪大分会ニュース

No. 62 2010年5月24日発行

関西単一労働組合大阪大学分会  
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL06-6303-0449

正規・非常勤・派遣・委託など  
1人でも入れる組合です  
あらゆる相談を受けつけます  
handaibunkai@yahoo.co.jp

## 非常勤職員全員の雇用を安定させよう！

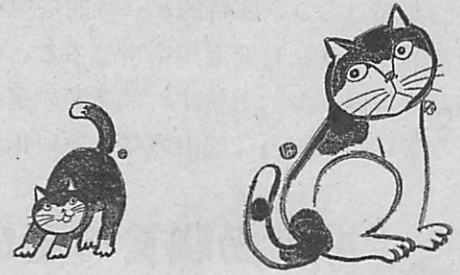
### 「200万円あれば十分だ」と我々の切実な要求を せせら笑う大学を絶対に許さない！

3月8日、私たちは、春闘として賃金・労働条件の常勤職員との均等待遇を求めた要求書を提出した。3月11日、大学は回答文章を送付し、「交通費若しくは一時金（賞与）等を支給することは考えていない」「社会一般の情勢に適合しなければならない縛りがあり、賃上げを行うことは相当でない」と、私たちの要求を全面拒否した。4月14日および5月20日の両日、私たちは大学の回答をめぐって大学と団体交渉をもった。

賃金について、大学は「社会一般の情勢と適合させるために調査した結果、地域相場額は年収ベース144万円である」と説明した。そして、山本人事課長補佐は、その額と我が組合員の年収と比較して「50万円も高いのですよ」と豪語した。しかし、18年間働いている我が組合員は200万円以下のワーキングプアにかわりないのだ。

私たちは「200万円以下で生活できると考えているのか」と追及すると、中谷係長は「144万円についてコメントする必要はない」とか、新しい人事課長は「それは個人によって、生活水準や生活の仕方が違う」と、言外に「144万円でも生きていける。200万円あれば十分だ」という認識を示したのだった。私たちは、200万円以下の収入で苦勞している非正規労働者のことを、生活が困窮して年間3万人者もの自殺者がいる現状を、全く顧みようとしない大学を徹底して糾弾した。

しかし、山元課長補佐に至っては、「説明申しあげているのに、なぜご理解願えないのか」「回答が気に入らないから反対しているのでしょうか」と、団



体交渉を気に入るか気に入らないかのレベルに落とし、組合の抗議を茶化すという態度をとり続けたが、私たちは抗議し、あくまでも生活できる賃金を要求した。大学の姿勢は労使対等の原則によって賃金・労働条件を決定していくというのではなく、大学の回答を一方向的に説明するだけであった。

### 「解雇つき短期雇用制度」=有期雇用を許さない！

今、非常勤職員は短期も長期も不安定雇用の状態にさらされ苦しみ抜いている。この3月末、大学は法人化時採用の短期非常勤職員に「最長6年期限」を適用し、私たちの反対の声を無視して雇い止めを強行した。瀬田組合員の不当解雇解雇撤回の闘いで

### 非正規労働者の談話室

阪大の解雇攻撃に直面している短期および長期非常勤職員の人達と相談会をもっています。一人で悩まず、どんなことでも相談にきてください。いつでも都合のいい時間にお立ち寄りください。

日時 5月31日（月曜）/午後6時～9時

場所 豊中市立千里公民館 和室

（豊中市千里文化センターコラボ内）

アクセス

・北大阪急又はモノレール千里中央駅下車

も明らかになったように、「最長6年」どころか、勤務1年前後の短期間の雇い止めが横行しているのが現状だ。そして、大学は長期非常勤職員に「当分の間」を撤廃し5年後解雇するという攻撃をかけ、一方、「特例職員制度」導入により、長期非常勤職員を選別・断断のサバイバルゲームにたたきこんでいる。

しかし、非常勤職員の仕事は常勤職員と同様に恒常的業務であり、臨時的・一時的な業務ではない。恒常的な業務に有期雇用を当てることは脱法行為である。何度も契約更新すれば期間の定めのない雇用とみなされ、正当な理由のない雇い止めは不当解雇

である。阪大がどんなに屁理屈をつけて非常勤職員の使い捨て体制を確立しようとも、非常勤職員から仕事を奪い、生活を奪う権利はない。「どんな鉄壁にも必ず矛盾がある。そこに手を入れて、こじ開けるのだ」を合言葉に、私たちは大学の差別的な非常勤職員雇用制度の矛盾を暴きだし、非常勤職員全員の雇用を保障させるまで闘いぬきます。非常勤職員全員の雇用を安定させよう！

⇒ こちらのサイトへもどうぞ。

なんで有期雇用なん!? 2.27実行委員会  
ブログ

<http://nandenan0227.blogspot.com/>

## 非常勤職員の雇い止めは他人事ではない

### 任期付教員の立場から



大阪大学の非常勤職員雇い止め問題について、どういう対抗アクションが起こせるか、ということは以前から懸案だった。去年の秋になって、法人化以前から雇用されていた非常勤職員に対しても雇い止めを適用できるようにする特例職員制度の通知がきて、いよいよ緊急事態となった。

いまや職員の7割以上を占める非常勤職員は、もはや周辺的な立場とは言えない。非常勤職員がいなければ、大学機能は麻痺するだろう。学生にとっても教員にとっても、学び、研究するという営みは自分たちだけでやっていることではなく、その営みを多面的に支える様々な人たちとの共同作業である。非常勤職員の雇い止めは、大学に関わる全ての人にとって他人事でない、という観点から大学という場を問い直す必要があるのではないか。

いささかの躊躇と迷いもある中で、そのような問題関心から、雇い止め問題をきっかけとして大学という場を問い直すべく「大学をどうするか！共に考える全学大討論会」を企画した。2月18日に豊中キャンパスで開催した集会には、「全学大討論会」というにはやや寂しい20名弱の参加者だったが、非常勤職員、任期付教員、専任教員、大学院生、学部生、非常勤講師、学外者等異なる立場の人たちが集まり、意見を交わした。もちろん立場による意見の違いは無視できないが、それでも参加者に共通していたのは、大学をもっとどうにかしなければならない、という思いだった。

大学の有期雇用を問題化する動きは、大学を越えた連帯へと結実しつつある。2月27日、エルおおさかで「なんで有期雇用なん!? 大学非正規労働者の雇い止めを許さない関西緊急集会」が開かれた。当初、関西圏でひとまず異議を申立てよう、という話だったが、あっという間につながりが増殖し、名古屋・東京・北海道からも駆けつけてくれた。力強い集会に連帯の力を感じ、大いに

勇気づけられた。皆、悔しい思いをさせられているのだ。

5年や6年で雇い止め、という細切れ雇用では、安定した生活の維持が難しい。私自身も3年の任期で働いている。任期を終えたとき次の仕事が決まっていなければ、失業する。研究を続けるためには、非常勤講師の掛け持ちとアルバイトで食いつなぐしかない。実際、そんなふうにかどうにか生活している元同僚も身近にいる。3年はやはり短い。5年や6年でも同じことである。先が見えないことがきつい。そもそも一定期間で自動的に雇い止めにするに合理的な理由はあるのだろうか。最初からそういう契約だったのだから仕方がないと言われるかもしれない。だが、そういう契約じたいが問題ではないだろうか。

京都大学でくびくびカフェの2人が訴えたのは、有期雇用そのものがおかしい!ということだった。業務縮小のためのリストラですらなく、誰かが雇い止めになれば、新たに別の誰かが雇われる。その別の誰かも数年後には雇い止めになり、また別の誰かが…。そうすることで非常勤職員を低賃金のまま、いつでもクビにできる体制が維持される。こんなことをいつまで続けるつもりなのか。

何かおかしい、と思っただけでも声をあげることは簡単ではない。こうなってしまったのは自分が悪いからだ、何も考えてなかった自分が悪い、と自分を責めて一人で抱え込んでしまう私たち。しかし、悪いのはあなたではない。不安定な立場で、たとえ未来がないとしても職場で淡々と手を抜かず仕事をするあなたの中にこそ希望はある。まずはよりよい未来を思い描き、ひそやかなつながりを見つけよう。学生・教員の中にも雇い止めに関心をもつ人は少なくない。すぐには表だって立ち上がることができなくても、何かがおかしい、という思いを私たちは共有し、来るべき未来の連帯に備えよう。